

お知らせ



後期高齢者医療制度

後期高齢者被保険者証が新しくなります

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・10097

8月から被保険者証が新しくなります

現在使用中の被保険者証(緑色)の有効期限は、令和元年7月31日です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。新しい被保険者証は、うすむらさき色で、有効期限は令和2年7月31日です。

8月1日以降に受診する際は、新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問い合わせください

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります

被保険者証の自己負担割合

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。判定基準は下表でご確認ください。

限度額適用認定証などが8月に更新されます

現在使用中の限度額適用認定証(橙色)や限度額適用・標準負担額減額認定証(白色)の有効期限は、令和元年7月31日です。

この認定証をすでにお持ちの方で、令和元年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月1日から使用できる新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

〔限度額適用認定証とは〕医療機関に提示すると医療費が自己負担限度額までとなり、非課税世帯の人は入院時の食費・居住費の負担が減額されます。

〔交付の対象〕(限度額適用認定証(橙色))…保険証記載の負担割合が3割で同一世帯の被保険者の課税所得が690万円未満の人。

(限度額適用・標準負担額減額認定証(白色))…世帯全員が住民税非課税の人。

〔その他〕新たに減額認定証の交付を希望する場合は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

お知らせ



国民健康保険証変更

令和元年度 国民健康保険証の更新

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・10097

現在使用中の被保険者証(うすむらさき色)の有効期限は、令和元年7月31日です。

令和元年8月1日から使用する新しい被保険者証(桃色)は、7月中に各世帯の世帯主あてに「簡易書留」(*)で郵送します。

※郵便局の配達時にご不在の場合は、再配達になります。

令和元年8月1日から使用する新しい被保険者証は、昨年同様、ひとり一枚の個人証です。70歳以上の方は、被保険者証と高齢受給者証が一体となります。(詳しくは、郵送の同封物をご確認ください)

限度額認定証は、郵送いたしませんので令和元年8月1日以降に保険環境課窓口にて手続きをお願いします。詳細については、お問い合わせください。

後期高齢者医療制度自己負担割合

負担割合	判定基準
3割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得額が145万円以上の人がある
1割負担	上記以外の被保険者

※3割負担と判定された場合でも、要件により、申請することで自己負担額が1割となる場合があります(対象者には通知を送付します)

